議事要旨(1) 企業会計基準「1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」、企業会計基準適用指針「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」及び実務対応報告「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)」について

出田専門研究員より、最終的に公表する企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の改正案についての説明がなされ、審議が行われた。

審議の後、採決が行われ、細かい字句等の修正に関しては委員長に一任の上、出席者 12 名全員の賛成により標記会計基準等の公表が正式に承認された。

出田専門研究員より、第 96 回企業会計基準委員会の審議を踏まえて、修正した箇所の説明がなされた。

新設した1株当たり純資産額の算定基礎の開示については、注記することが「望ましい」とし、これに関する背景説明を加えた(標記適用指針第40項及び第65項)。

株式併合又は株式分割が行われた場合の開示について、当該株式併合又は株式分割が行われた旨及び前期首に行われたと仮定した場合の前期の 1 株当たり純資産額を、改正前適用指針と同様に、注記することが「望ましい」とし、「ただし、前期の 1 株当たり純資産額が、当期の財務諸表との比較形式で開示されていない場合には、この限りではない。」という但し書きを加えた(標記適用指針第 41 項)。

委員等より、以上の注記事項と財務諸表等規則ガイドラインとの整合性を確認する発言や、 開示の定めは可能な限り会計基準において取り扱うことが望ましいとの発言がなされたが、内 容の変更を伴う修正は行わないことで了承された。

## 注 承認された標記会計基準等については、

改正企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」 改正企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」 改正実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」 を参照のこと。

以上

<sup>(</sup>財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。